

目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- 当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- 当ファンドの購入時／換金時の申込手数料は交付目論見書に記載の料率が上限となり、ファンドにより異なります。ファンド毎の申込手数料は当社ウェブサイトのファンド詳細画面または注文画面をご覧ください。コールセンターまでお問い合わせください。
- お客様にご負担いただく申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、申込内容、保有期間等に応じて異なります。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. 当社とお客様との利益が相反するおそれ

当社は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領することから、当社とお客様との利益が相反するおそれがあります。

なお、上記に加えて、個別の事由によりお客様との利益が相反するおそれがあるファンドにつきましては、補完書面別紙（目論見書に合本しています）にてご説明をしておりますので、必ずご確認ください。

4. その他

■一部の外国籍投資信託における当社ウェブサイトおよび各交付書面の口数表示について

当社ウェブサイトおよび各交付書面において、ファンド名称の前に以下の記号のつくファンドの口数は、お客様が本来保有する口数に一定の倍率を乗じた値で表示されます。

・ファンド名称の前に●がつくファンド

お客様が本来保有する口数の 100 倍の値を表示しています。

（例）実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、10,000 口と表示されます。

・ファンド名称の前に◆がつくファンド

お客様が本来保有する口数の 1,000 倍の値を表示しています。

（例）実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、100,000 口と表示されます。

■マネックス証券におけるファンド毎の手数料の上限

・購入時申込手数料 最大 3.85%（税込）

インターネットを通じてお客様が取引する場合の購入時申込手数料は無料（ノーロード）です。

■購入時における申込手数料の計算例

購入時における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

申込手数料率 3.3%（税込）のファンドをご購入される場合

（例 1）口数指定で購入する場合（円貨決済）

購入価額 10,000 円（1 万口あたり）で 100 万口ご購入いただく場合

申込手数料（税込）＝10,000 円×100 万口÷10,000 口×3.3%＝33,000 円となり、合計 1,033,000 円（税込）お支払いいただくことになります。

（例 2）口数指定で購入する場合（外貨決済）

購入価額 10 米ドル（1 口あたり）で 1 万口ご購入いただく場合

申込手数料（税込）＝10 米ドル×1 万口÷1 口×3.3%＝3,300 米ドルとなり、合計 103,300 米ドル（税込）お支払いいただくことになります。

(例 3) 金額指定で購入する場合（〔 〕内は外貨決済を選択した場合の例）

100万円[10万米ドル]の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく100万円[10万米ドル]の中から申込手数料(税込)をいただきますので、100万円[10万米ドル]全額がファンドの購入金額となるものではありません。

※上記は計算例となります。実際の申込手数料金額（税込）は端数処理等により上記の計算式で求めた結果と必ずしも一致しない場合があります。

5. 当社の概要

- | | |
|------------|--|
| ・ 商号等 | マネックス証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号 |
| ・ 本店所在地 | 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号 |
| ・ 設立 | 1999 年 5 月 |
| ・ 資本金 | 13,195,101,821 円※ |
| ・ 主な事業 | 金融商品取引業 |
| ・ 加入協会 | 日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、
一般社団法人 金融先物取引業協会、
一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会、
一般社団法人 日本投資顧問業協会 |
| ・ 指定紛争解決機関 | 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター |
| ・ 連絡先 | ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
お客様ダイヤル 0120-846-365（通話料無料）
03-6737-1666（携帯電話・一部 IP 電話）
ログイン ID と電話認証番号をご用意ください。
当社ウェブサイト ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォー
ムからお問合せいただけます。 |

※当社の資本金の額は変動する場合があります。最新の内容については、当社ウェブサイト (<https://info.monex.co.jp/company/summary.html>) でご確認ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

窓 □ : お客様ダイアル

電話番号： 固定電話 0120-846-365（無料）

： 携帯電話・一部 IP 電話 03-6737-1666（有料）

受付時間：8時00分～17時00分（平日）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005

FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

以 上

（2025年8月）

KTM_TOUSHIN_3.0

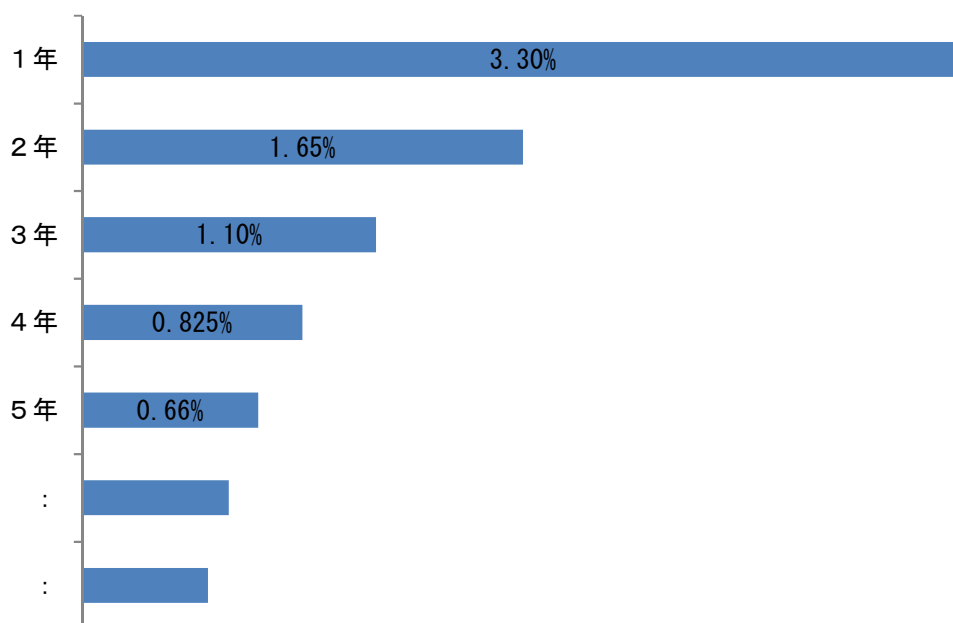
当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです。申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたり負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が3.3%（税込）の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率（税込）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただくず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

（2021年8月）

使用開始日 2026年5月2日

投資信託説明書(交付目論見書)

S&P500 3倍ベア

追加型投信／海外／株式／特殊型(ブル・ベア型)



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

委託会社(ファンドの運用の指図等を行ないます。)

大和アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

照会先



ホームページ

<https://www.daiwa-am.co.jp/>



コールセンター 受付時間 9:00～17:00(営業日のみ)

0120-106212

受託会社(ファンドの財産の保管、管理等を行ないます。)

みずほ信託銀行株式会社

- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- 本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

商品分類				属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
追加型	海外	株式	特殊型 (ブル・ベア型)	資産複合 (債券 (その他債券)、 その他資産 (上場投資信託証券 (株式)、 上場投資証券 (株式)、 株価指数先物))	年1回	北米	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)	ブル・ベア型

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご参照下さい。

委託会社の情報(2026年2月末現在)

委託会社名	大和アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959年12月12日
資本金	414億24百万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	43兆8,629億49百万円

- 本文書により行なう「S&P500 3倍ベア」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2026年5月1日に関東財務局長に提出しており、2026年5月2日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。)

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

日々の基準価額の値動きがS&P500指数(配当込み、米ドルベース)の値動きの3倍程度逆となることをめざします。

S&P500®について

S&P500は、S&P Dow Jones Indicesが算出しているアメリカの代表的な株価指数で、ニューヨーク証券取引所、NASDAQに上場している銘柄から代表的な大型株500銘柄の株価を基に算出される時価総額加重平均型株価指数です。

世界の機関投資家の運用実績を測定するベンチマークとして幅広く利用されています。

ファンドの特色

日々の基準価額の値動きがS&P500指数(配当込み、米ドルベース)の値動きの3倍程度逆となることをめざして運用を行ないます。

(注1) 基準価額は、原則として計算日に知り得る直近の日の清算値段または最終相場が反映されます。

(注2) 米国の営業日においてS&P500指数(配当込み、米ドルベース)の値動きの3倍程度逆となるための調整を行なうこととします。そのため、日本の休業日前後の基準価額の値動きが、S&P500指数(配当込み、米ドルベース)の値動きの3倍逆から乖離する場合があります。

以下の投資対象から流動性等を考慮してその配分比率を決定します。

- 米国の株式市場の値動きを享受する連動債券
- ダイワ・マネーアセット・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券
- 米国の株価指数先物取引

※上記投資対象以外に、上記投資対象と同様の投資成果が期待できる資産を組み入れることがあります。

※連動債券について、くわしくは「投資対象連動債券の概要」をご参照下さい。

※外貨建資産の運用にあたっては、ダイワ・アセット・マネジメント(アメリカ)リミテッドに運用の指図にかかる権限の一部を委託することがあります。

ダイワ・アセット・マネジメント(アメリカ)リミテッドについて

ダイワ・アセット・マネジメント(アメリカ)リミテッド(所在地:米国 ニューヨーク州)は、大和アセットマネジメント株式会社の海外現地法人です。1984年にニューヨーク州において駐在員事務所として設立され、1990年に現地法人に移行しました。

- 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。

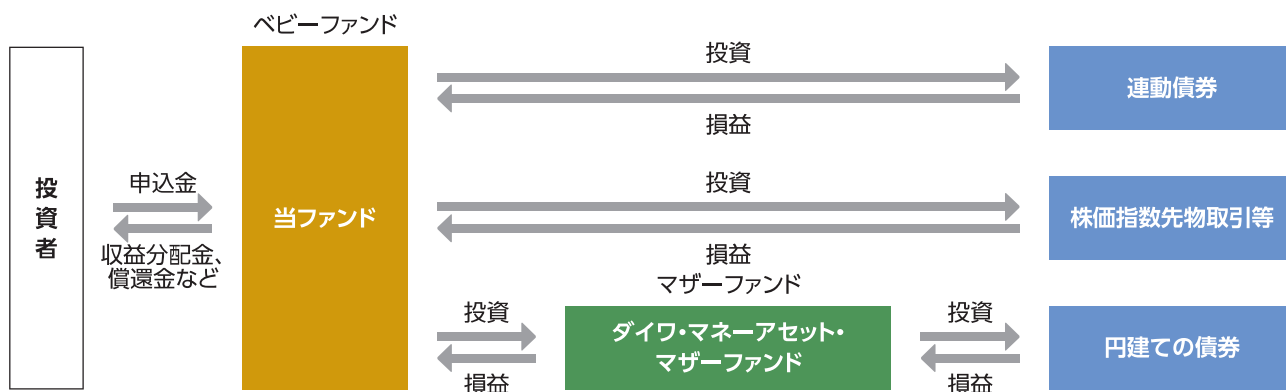
※ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

※為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式での運用の他、連動債券および先物取引等を通じた運用により投資成果を享受します。
ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



基準価額が5営業日連続して1,000円未満となった場合

- 当該5営業日の最終日(以下「当該最終日」といいます。)から5カ月程度運用を継続した後、マザーファンドの受益証券による安定運用に切り替えを行ないます。
- 当該最終日の1年5カ月後の日(当該1年5カ月後の日が休業日の場合は、その前営業日とします。以下同じ。)に繰上償還を行ないます。

※ただし、当該最終日の1年5カ月後の日が信託期間終了日以降となる場合は、繰上償還を行ないません。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色の運用が行なわれないことがあります。

分配方針

毎年8月13日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

(注)第1計算期間は、2024年8月13日(休業日の場合翌営業日)までとします。

●分配方針

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ②原則として、配当等収益等を中心に分配します。ただし、配当等収益等の額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドの目的・特色

主な投資制限

- マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式という資産全体の実質投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

S&P500(「当インデックス」)はS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(「SPDJ」)の商品であり、これの使用ライセンスが大和アセットマネジメント株式会社に付与されています。S&P[®]、S&P 500[®]、US 500、The 500、iBoxx[®]、iTraxx[®]およびCDX[®]は、S&P Global, Inc.またはその関連会社(「S&P」)の商標です。Dow Jones[®]は、Dow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標です。これらの商標の使用ライセンスはSPDJに付与されており、大和アセットマネジメント株式会社により一定の目的でサブライセンスされています。当ファンドは、SPDJ、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によって後援、推奨、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、当インデックスのいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

追加的記載事項

日々の基準価額の値動きは、対象指数の値動きの「ちょうど3倍逆」になるとはかぎりません。その主な要因は次のとおりです。

- イ. 対象指数の値動きと、連動債券が内包する担保付スワップ取引に起因する連動債券の値動きとの差
- ロ. 対象指数の値動きと、利用する株価指数先物の値動きとの差
- ハ. 株価指数先物取引の約定価格と終値の差
- ニ. 株価指数先物取引をロールオーバーする過程における、限月の異なる先物間の価格差の変動
- ホ. 運用管理費用(信託報酬)、監査報酬、売買委託手数料等の負担
- ヘ. 株価指数先物の流動性が低下した場合における売買対応の影響
- ト. 株価指数先物の最低取引単位の影響
- チ. 配当利回りと短期金利の差
 - ※将来の米国の金利水準によっては、さらに乖離が拡大する場合があります。
- リ. 為替変動により、株価指数先物取引の売建ての額を円に換算した額が、目標としている額から乖離することにより、目標とする投資成果が達成できない場合があること

追加的記載事項

投資対象連動債券の概要

● 以下は、目論見書作成時点での情報に基づくものであり、変更となる場合があります。

発行体／表示通貨	ハープ・イシュアー・ピーエルシー／円建て
連動対象	S&P500トリプルインバース戦略
特色	<p>1. 原則として、S&P500トリプルインバース戦略の値動きに100%程度連動します。</p> <p>※S&P500トリプルインバース戦略は、期近のS&P500指数先物(シカゴ・マーカンタイル取引所E-mini先物、米ドルベース)の値動きの-3倍程度に連動することをめざす戦略です。</p> <p>※市況が急激に変動した場合、上記のような投資成果を享受出来ないことがあります。</p> <p>2. UBS銀行を相手方とした担保付スワップ取引を通じて、S&P500トリプルインバース戦略に連動する投資成果を享受します。</p>
報酬等	債券の評価額に対して年率0.20%程度。 ただし、その他運用コスト等の費用がかかります。
信用格付け	信用格付けは取得しておりません。

『ハープ・イシュアー・ピーエルシー』について

※ハープ・イシュアー・ピーエルシーは、分別保管される資産を裏付けとして債券を発行することを主な業務とする、アイルランド籍の特別目的会社です。裏付資産は保管会社によって分別管理されています。

投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。
したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。
信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

主な変動要因

価格変動リスク・ 信用リスク	<p>組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none">●株価の変動 株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。●公社債の価格変動 公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。
株価指数先物取引 の利用に伴うリスク	<p>株価指数先物の価格は、対象指数の値動き、先物市場の需給等を反映して変動します。</p> <p>先物を売建てている場合の先物価格の上昇により損失が発生し、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。また、先物を売建てている場合の株式市場の上昇によって、株式市場の変動率に比べて大きな損失が生じる可能性があります。</p> <p>なお、対象指数の値動き等に変動がなくても、収益または損失が発生することがあります。</p>
連動債券への 投資に伴うリスク	<p>当ファンドが投資対象とする連動債券において、連動債券が追加発行されないこととなる場合および連動債券の早期償還事由が生じた場合は、株価指数の値動きの3倍程度逆の投資成果を享受することができず、予想外の損失を被る可能性があります。</p> <p>連動債券の発行体が、スワップ取引を活用した場合で、スワップ取引の相手方に債務不履行や倒産その他の事態が生じた場合、株価指数の値動きの3倍程度逆の投資成果を享受することができず、予想外の損失を被る可能性があります。</p>

投資リスク

連動対象の指数に関するリスク	当ファンドは、日々の基準価額の値動きがS&P500指数(配当込み、米ドルベース)の値動きの3倍程度逆となることをめざして、純資産規模を上回る投資を行なうことから、投資対象の市場における値動きに比べて大きな損失が生じる可能性があります。
為替変動リスク	為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。 為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。 また、連動債券の値付業者の財務状況が著しく悪化した場合などには、当該債券の流動性が著しく低下する可能性があります、その影響により、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

投資リスク

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- レバレッジ運用を行なう先物取引や連動債券への投資においては、一般に借入金利に相当する負担があります。そのため、長期に保有する場合、金利負担が累積されます。
- レバレッジ倍率に比した高リスク商品であり、初心者向けの商品ではありません。
長期に保有する場合、対象資産の値動きに比べて基準価額が大幅に値下がりすることがあるため、そのことについてご理解いただける方に適しています。
- 当ファンドは、忠実義務に基づき、投資する債券について、その価格が入手できない、または入手した価格で評価すべきでないと考えられる場合には、適正と判断する直近の日の価格など当社が時価と認める価格で評価することがあります。

リスクの管理体制

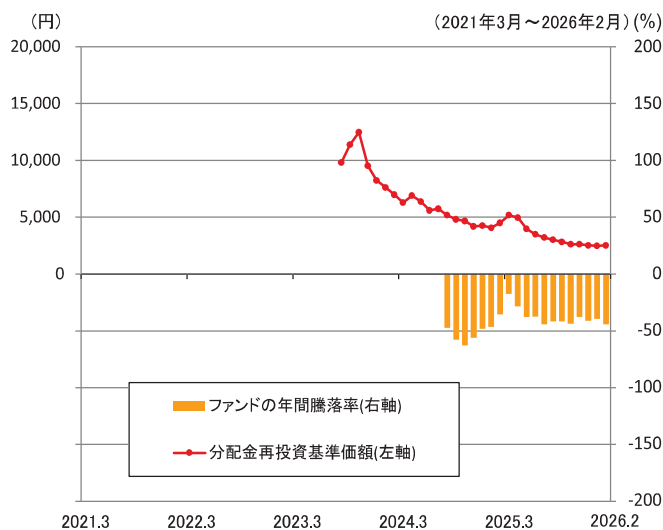
- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通じ、運用リスクの管理を行ないます。委託会社は、運用委託先とファンド運営上の諸方針を反映している運用委託契約に基づく投資ガイドラインを締結し、運用の状況、投資ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

投資リスク

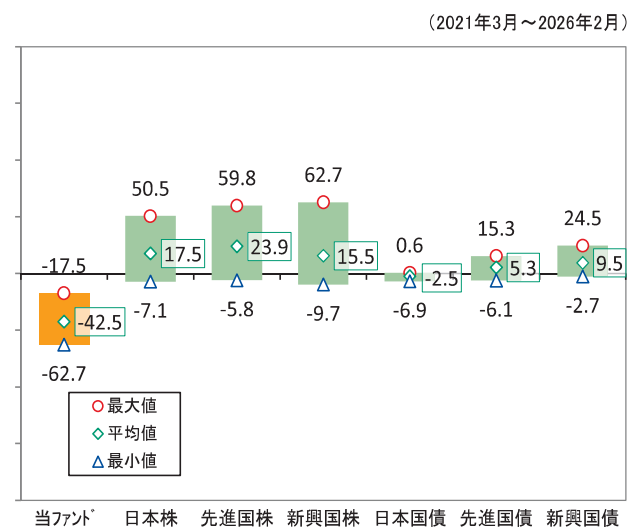
参考情報

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。
また左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- ※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
- ※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
 - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
 - ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

資産クラスの指数について

日本株	配当込みTOPIX	配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. (「MSCI」)が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。(https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html)
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	
日本国債	NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円ベース)	JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

運用実績

S&P500 3倍ベア

2026年2月27日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	2,515円
純資産総額	8.1億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	2.3%
3カ月間	-3.9%
6カ月間	-16.9%
1年間	-44.1%
3年間	-
5年間	-
設定来	-74.9%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円

設定来分配金合計額: 0円

決算期	第1期 24年8月	第2期 25年8月									
分配金	0円	0円									

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

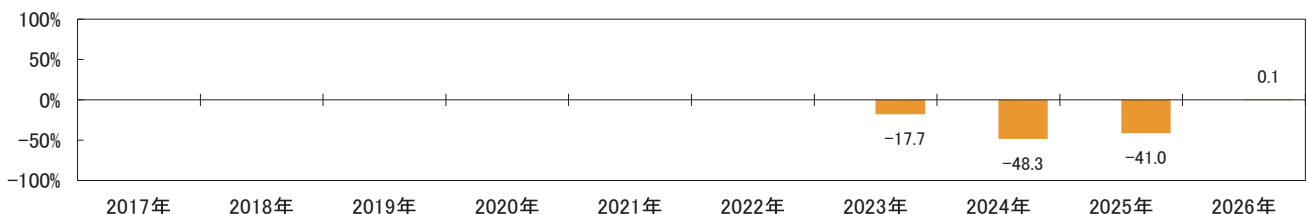
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	組入上位10銘柄	比率
外国債券	1	99.5%	HARP ISSUER PLC	99.5%
コール・ローン、その他		0.5%		
合計	1	100.0%	合計	99.5%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2023年は設定日(8月14日)から年末、2026年は2月27日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

追加的記載事項

基準価額の値動きについて

- 1 ファンド保有期間が2日以上の場合の投資成果は、通常「3倍程度逆」になるわけではありません。以下の[例1]および[例2]をご参照下さい。

[例1] 翌日に対象指数が10%下落し、翌々日に対象指数が10%上昇した場合

	基準日	翌日(前日比)	翌々日(前日比)	翌々日と基準日の比較
対象指数	100	90 -10%	99 +10%	-1%
当ファンドの基準価額	100	130 +30%	91 -30%	-9%

- 「翌々日」と「基準日」とを比較し、
「当ファンド」の基準価額は $(91-100) \div 100 = -9\%$ であり、
対象指数の値動き $(99-100) \div 100 = -1\%$ の3倍逆とはなっていません。

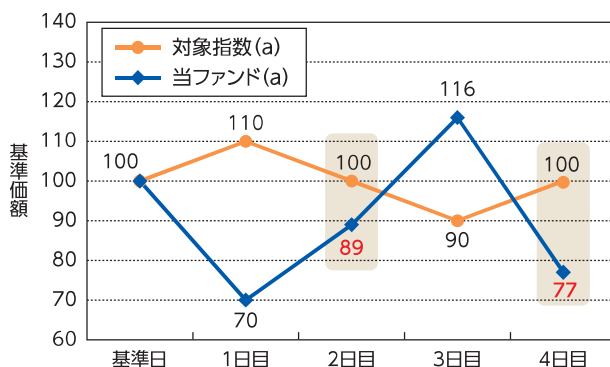
[例2] 翌日に対象指数が10%上昇し、翌々日に対象指数がさらに10%上昇した場合

	基準日	翌日(前日比)	翌々日(前日比)	翌々日と基準日の比較
対象指数	100	110 +10%	121 +10%	+21%
当ファンドの基準価額	100	70 -30%	49 -30%	-51%

- 「翌々日」と「基準日」とを比較し、
「当ファンド」の基準価額は $(49-100) \div 100 = -51\%$ であり、
対象指数の値動き $(121-100) \div 100 = 21\%$ の3倍逆とはなっていません。

- 2 一般に、対象指数が上昇・下落をしながら動いた場合には、基準価額は押下げられることとなります。以下の[例1]および[例2]をご参照下さい。

[例1] 対象指数が±10の範囲で上昇・下落を繰り返した場合



左図の「2日目」、「4日目」において「対象指数(a)」は「基準日」と同じ「100」ですが、「当ファンド(a)」はそれぞれの時点において「100」以下となっています。このように、「対象指数(a)」が上昇・下落を繰り返した場合には、「当ファンド(a)」の基準価額は時間の経過とともに押下げられることとなります。

※上記グラフにおいて示される各数値は、小数点以下を四捨五入して算出した値です。

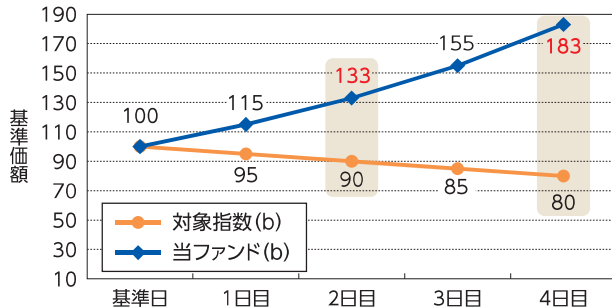
※上記は、基準価額の値動きをわかりやすく説明するため、細部を省略し抽象化して説明した例であり、実際とは異なりますのでご注意下さい。

追加的記載事項

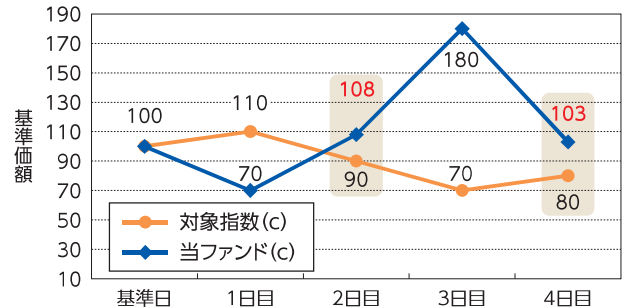
[例2]対象指数が

「(1)一方的に推移した場合」および「(2)上昇・下落しながら次第に推移していった場合」

(1-1)一方的に下落した場合



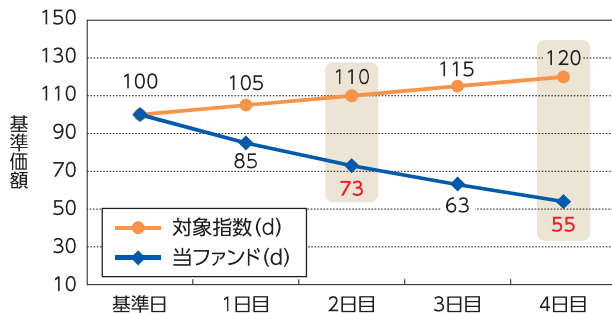
(2-1)上昇・下落しながら次第に下落していった場合



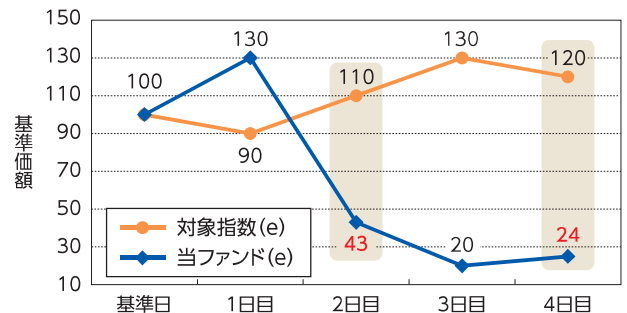
		基準日	2日目	4日目
対象指数		100	90	80
(1)一方的に下落した場合	当ファンド(b)	100	133	183
(2)上昇・下落しながら次第に下落していった場合	当ファンド(c)	100	108	103

(1-1)、(2-1)の「2日目」、「4日目」において、「対象指数(b)」および「対象指数(c)」はそれぞれ「90」、「80」で同じですが、「対象指数(b)」に対応する「当ファンド(b)」と「対象指数(c)」に対応する「当ファンド(c)」では、「当ファンド(b)」の方が高い水準となっています。このように、対象指数が一方的に下落する場合と上昇・下落を繰返ししながら次第に下落する場合とでは、最終的に対象指数が同じ水準になったとしても、上昇・下落をしながら次第に下落した場合の基準価額が押下げられることとなります。

(1-2)一方的に上昇した場合



(2-2)上昇・下落しながら次第に上昇していった場合



		基準日	2日目	4日目
対象指数		100	110	120
(1)一方的に上昇した場合	当ファンド(d)	100	73	55
(2)上昇・下落しながら次第に上昇していった場合	当ファンド(e)	100	43	24

(1-1)、(2-1)と同様に、対象指数が一方的に上昇する場合と上昇・下落を繰返ししながら次第に上昇する場合とでは、最終的に対象指数が同じ水準になったとしても、上昇・下落をしながら次第に上昇した場合の基準価額が押下げられることとなります。

※上記グラフにおいて示される各数値は、小数点以下を四捨五入して算出した値です。

※上記は、基準価額の値動きをわかりやすく説明するため、細部を省略し抽象化して説明した例であり、実際とは異なりますのでご注意ください。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入時

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。

換金時

換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

申込について

申込受付中止日	① ニューヨーク証券取引所、ナスダック(米国)またはシカゴ・マーカンタイル取引所の休業日 ② 「委託会社の休業日でありかつニューヨーク証券取引所、ナスダック(米国)またはシカゴ・マーカンタイル取引所の休業日でない日」の前営業日 ③ ①②のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日 (注)申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
申込締切時間	原則として、午後3時30分まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの) なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
購入の申込期間	2026年5月2日から2026年11月6日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。

手続・手数料等

購入・換金申込受付の 中止および取消し	<ul style="list-style-type: none"> ●次に該当する場合には、委託会社の判断で、購入、換金の受付けを中止または取消しにすることがあります。 <ul style="list-style-type: none"> ・株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、当該先物取引にかかる金融商品取引所等における当日の立会が行なわれないときもしくは停止されたとき。 ・株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、当該先物取引にかかる金融商品取引所等における当日の立会終了時の当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所等が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。 ●金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた購入、換金の申込みを取消することがあります。
------------------------	---

その他

信託期間	2028年8月10日まで(2023年8月14日当初設定)
繰上償還	<ul style="list-style-type: none"> ●委託会社は、基準価額が5営業日連続して1,000円未満となった場合、当該5営業日の最終日(以下「当該最終日」といいます。)から5カ月程度運用を継続した後、マザーファンドの受益証券による安定運用に切り替えを行ない、受託会社と合意のうえ、当該最終日の1年5カ月後の日(当該1年5カ月後の日が休業日の場合は、その前営業日とします。以下同じ。)に信託を終了(繰上償還)させます。ただし、当該最終日の1年5カ月後の日が信託期間終了日以降となる場合は、繰上償還を行ないません。 ●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 <ul style="list-style-type: none"> ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年8月13日(休業日の場合翌営業日) (注)第1計算期間は、2024年8月13日(休業日の場合翌営業日)までとします。
収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注)当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
信託金の限度額	1,000億円
公告	電子公告の方法により行ない、ホームページ(https://www.daiwa-am.co.jp/)に掲載します。

手続・手数料等

運用報告書	毎計算期末および償還時に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
課税関係	<p>課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。</p> <p>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。</p> <p>当ファンドは、NISAの対象ではありません。</p> <p>※2026年2月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。</p>

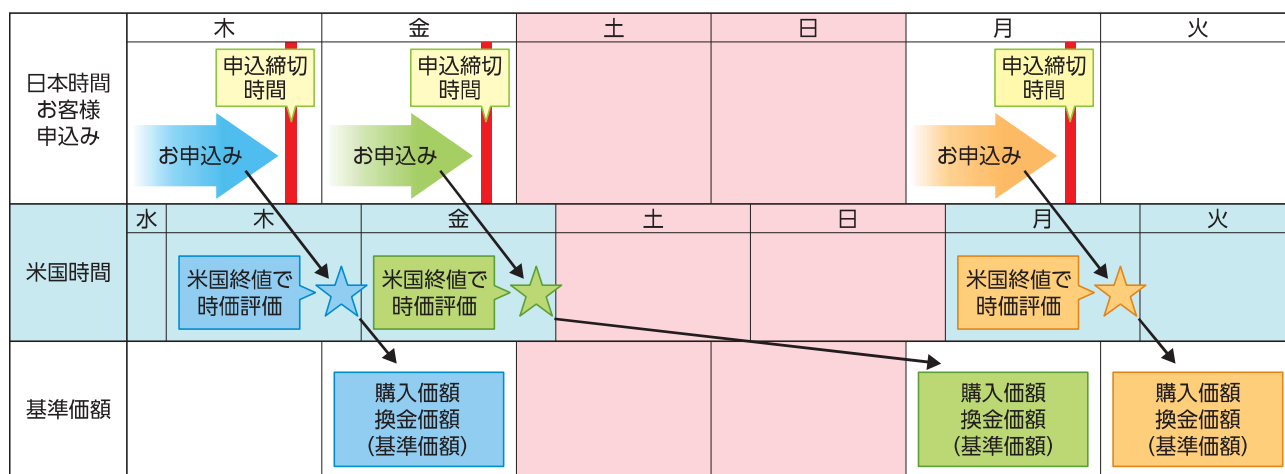
手続・手数料等

お申込みに関する留意事項

- 購入価額・換金価額は、申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
- 申込受付日の翌営業日の基準価額は、申込受付日と同じ日付の投資対象市場における市場価格など取得可能な直近の価格を反映しています。
- 申込締切時間までに販売会社所定の事務手続きが完了しなかった場合、当日の申込受付とはなりません。
- 申込締切時間までに事務手続きが完了せず翌営業日の申込受付となった場合、購入価額・換金価額は申込みをした日の翌々営業日(申込受付日の翌営業日)の基準価額となります。

※販売会社によって申込可能時間が異なる場合があります。

【お申込みと基準価額のイメージ図】

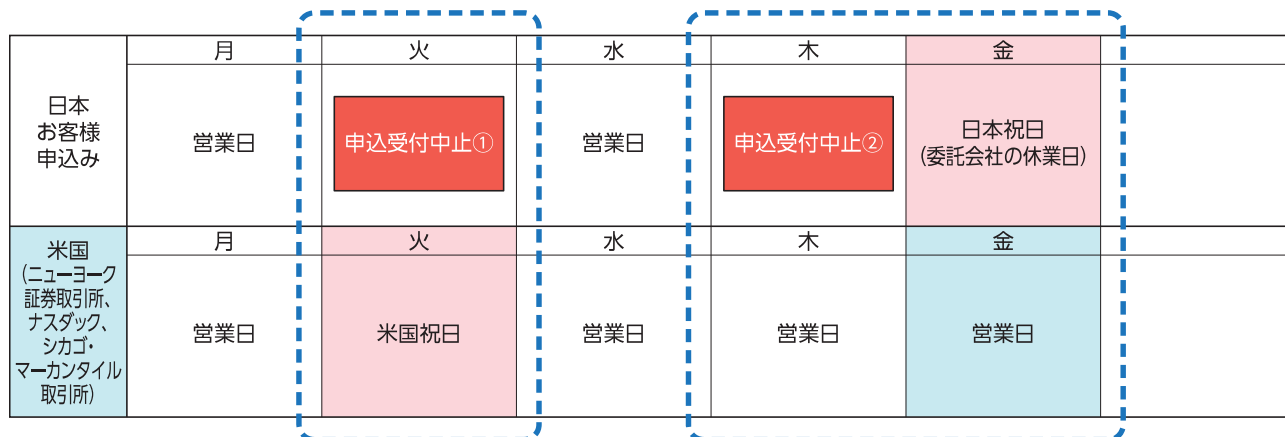


下記に該当する場合、申込受付中止日となります。

- ① ニューヨーク証券取引所、ナスダック(米国)またはシカゴ・マーカンタイル取引所の休業日
- ② 「委託会社の休業日でありかつニューヨーク証券取引所、ナスダック(米国)またはシカゴ・マーカンタイル取引所の休業日でない日」の前営業日
- ③ ①②のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

(注) 申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

【申込受付中止日のイメージ図】



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

	料 率 等	費 用 の 内 容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限) 3.3%(税抜3.0%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

		料 率 等	費 用 の 内 容	
運用管理費用 (信託報酬)		年率1.1% (税抜1.0%)	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。	
配分 (税抜) (注1)	委託会社	年率0.4875%	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。	
	販売会社	年率0.4875%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。	
	受託会社	年率0.025%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。	
投資対象とする 連動債券 (目論見書作成時点)		年率0.20%程度	連動債券にかかる費用等です。	
実質的に負担する 運用管理費用の概算値 (目論見書作成時点)		年率1.3% (税込)程度以下 (連動債券にかかる費用等を含めたものです。実際の組入状況等により変動します。)		
安定運用に 切り替わることと なった場合		基準価額が5営業日連続して1,000円未満となり、安定運用に切り替わることとなった場合、安定運用開始日の翌日から以下の料率に切り替えます。 年率0.088% (税抜0.08%)		
		配分(税抜) (注1)		
		委託会社	販売会社	受託会社
		年率0.06%	年率0.01%	年率0.01%

手続・手数料等

その他の費用・手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引・スワップ取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。
------------	------	--

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)当ファンドおよび連動債券における「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期間の最初の6か月終了日(休業日の場合翌営業日)および毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場投資信託証券は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 ^(注) 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 ^(注) 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

(注)所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2026年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

〈参考情報〉ファンドの総経費率

	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率 ①	その他費用の比率 ②
S&P500 3倍ベア	1.14%	1.10%	0.04%

※対象期間は2024年8月14日～2025年8月13日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料、有価証券取引税および投資対象とする連動債券にかかる費用等を含みません。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

(注)当ファンドでは、上記のほか投資対象とする連動債券において次の費用がかかりました。

純資産総額に対して年率0.20%以下、その他各種費用等

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management